

自治体キャラバン陳情事項 回答

【1】憲法25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

村民が健康で文化的な生活が営めるよう、社会福祉施策の充実に取り組んでまいります。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

① 介護保険料について

- ア. 介護保険料は第3期介護保険事業計画のもと算定しており、現在第4期介護保険事業計画の策定中であり、保険料についても負担増とならないよう努力をします。
- イ. 上記のとおり、計画策定の中で配慮したいと考えます。

② 利用料について

- ア. 介護保険法の規定により適正に実施します。

③ 要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要サービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

- ・豊根村社会福祉協議会の事業により、要介護1以下の方に対して福祉用具貸与を行っております。又、国の基準により適正に実施します。

④ 特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

- ・施設建設には、国の地域介護・福祉空間整備等交付金制度を活用し建設を行うことができるが、建設後維持管理費等で村財政を圧迫することも予測され、介護サービス等利用者負担の増加が予測されるため、近隣市町と連携を取りながらサービスの提供を行う方向であります。又、近隣の市町の施設においても介護職に携わる人材の確保に困惑している状況であり、現在では、既存の生活支援センター2箇所・地域包括センターにて対応する計画です。

⑤ 介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

・この問題は全国的な問題でもあり、近隣市町の民間施設等にお聞きしましても、民間企業の賃金が上がっているため、介護職といった低賃金・重労働な職への希望者が激変していることは、本村においても切実な問題となっております。県内関係機関が一同に、県・国に対して早期要望活動を展開していく必要があると考えます。又、県主催研修会等の情報提供を行い、積極的に参加しサービスの向上に努めていただくよう、指導しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

① 配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて閉じこもりを予防するため会食（ふれあい）方式も含め実施してください。

・本村では、平成19年度配食サービスを年4回ボランティア、民生委員の方々が高齢者の安否確認を兼ねて実施しております。毎日の配食サービスは、地理的条件・人的条件等により無理であり、毎日配食はボランティアの方々の負担増及びサービス受給者の費用負担増加が考えられます。会食サービスについては年5会場で実施しております。

② 高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 本村は、民間バス会社の撤退により、村営バスにて対応をしており68歳以上の方に敬老乗車券を配布し、無料で利用していただいております。又、有償ボランティアタクシー（がんばらマイカータクシー事業）にて通院・買い物等村営バス時刻に合わない方々の支援も合わせて行っております。

イ. 高齢者が地域でいきいきと生活し、要介護状態にならないよう、村において生きがい活動支援事業により、介護保険対象外の方に通所サービスを高齢者支援ハウス2箇所で開催しており、豊根地区においては年間2,255人・富山地区においては年間813人が利用されています。

(3) 障がい者控除の認定について

① 介護認定者の障害者控除について村で基準を決めて実施しています。

② 村基準該当者には、個別に送付を実施しており、前年認定者に対しても個別通知を実施しております。

2. 高齢者医療の充実について

① 村単独での対応は考えておりません。

② 今年度からの制度であり、現在では該当ありません。

③ 村単独施策は実施しておりません。相談者には後期高齢者医療制度について説明

をします。

- ④ 愛知県後期高齢者医療広域連合が窓口となっているため、広域連合との調整等が必要となります。

3. 子育て支援について

- ① 就学未満児については、県制度に合わせ現物支給をおこなっております。尚、小中学生の通院分については、全額補助を行っております。
- ② 産前の検診14回は無料（14回以上の場合についても無料）、産後検診無料化は今後検討したいと考えます。本村においては、里帰り出産の場合も認めています。

4. 国保の改善について

- ① 保険料（税）について
 - ア. 国民健康保険基金を利用し、保険税の引き上げを行わないようにしております。尚、本村の保険税は県内でも低くなっております。
 - イ. 中学生までの医療費自己負担分を給付しているため、均等割免除は考えておりません。
 - ウ. 現在のところ予定ありません。
 - エ. 現在のところ予定ありません。
- ② 保険料（税）滞納者への対応について
 - ア. 現在のところ資格証明書の発行はしておりません。
 - イ. 滞納者の生活実態調査をし、無理のない徴収を行っております。
- ③ 国・県の制度により実施しており、制度の改正があれば対応したい。普通徴収希望者には適宜対応を行っております。
- ④ 減免制度については国民健康保険法に従って行うこととしており、現在のところ予定ありません。

5. 障がい者施策の充実について

- ① 国の施策に準じて実施しており、現在のところ村独自の軽減策は行う予定ありません。
- ② 国の施策に準じて実施しており、現在のところ村独自の軽減策は行う予定ありません。
- ③ 個別訪問等を実施し実態の把握に努め計画策定を行っております。

6. 検診事業について

- ① 特定検診・歯周病検診は無料で実施しております。がん検診等については全額負担ではなく、一部負担となっております。現在のところ、無料化の予定はありません。
- ② 35・40・50・55・60歳の検診は年1回無料で実施しております。

7. 地方税の徴収について

- ① 国の制度に従い実施する予定です。